

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
<p><b>【様式・参考資料編】</b></p> <p>同一人に対する信用供与の特例 別紙様式 3-1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">信用供与特例承認申請書</p> <p>○○○に対して信用供与限度額を超えて信用の供与をいたしたく、銀行法第 13 条第 1 項（又は第 2 項）の規定に基づき、承認を申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 別紙様式 3-1 の 2</li> <li>2 銀行法施行規則第 14 条の 3 第 3 項第 2 号に掲げる書面</li> <li>3 <u>信用の供与を受ける者の金融機関別の借入金残高及びそのシェアの推移その他銀行法施行規則第 14 条の 3 第 3 項第 3 号に掲げる書面</u></li> </ol>	<p><b>【様式・参考資料編】</b></p> <p>同一人に対する信用の供与等の特例 別紙様式 3-1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">信用の供与等の特例承認申請書</p> <p>○○○に対して信用供与等限度額を超えて信用の供与等をいたしたく、銀行法第 13 条第 1 項（又は第 2 項）の規定に基づき、承認を申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) 1 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 別紙様式 3-1 の 2</li> <li>② 銀行法施行規則第 14 条の 3 第 3 項第 2 号に掲げる書面</li> <li>③ <u>銀行法施行規則第 14 条の 3 第 3 項第 3 号に掲げる書面（原則として、信用の供与等を受ける者の金融機関別の借入金残高及びそのシェアの推移、信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を含む。）</u></li> <li>2 <u>一つの受信者グループに係る銀行法第 13 条第 1 項及び第 2 項に基づく承認の申請を同じ申請書にまとめて記載することができる。この場合、同条第 1 項及び第 2 項それぞれに関する別紙様式 3-1 の 2 を添付する。</u></li> <li>3 <u>銀行法第 52 条の 22 第 1 項に基づく承認の申請については、本様式を準用する。</u></li> </ol>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表案）

現 行	改 正 後																														
<p>別紙様式 3-1 の 2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">信用の供与を受ける者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>信用の供与を受ける者の事業の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>信用供与限度額を超える信用供与の状況及び銀行の自己資本との関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> </table>	信用の供与を受ける者		信用の供与を受ける者の事業の内容		信用供与限度額を超える信用供与の状況及び銀行の自己資本との関係		理 由		<p>別紙様式 3-1 の 2</p> <p>(1) 自己資本の額及び信用供与等限度額 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">自己資本額 A</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">信用供与等限度額 B = A × 25%</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 同一人に対する信用の供与等の詳細 (単位：百万円、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">信用の供与等を受ける者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>信用の供与等を受ける者の事業の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>信用の供与等の額 C = Dの合計 - E</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各勘定科目の信用の供与等の額 (控除前) D</td> <td></td> </tr> <tr> <td>控除項目の額 E</td> <td></td> </tr> <tr> <td>信用供与等限度額を超過する額 F = C - B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自己資本額に対する比率 F / A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 信託業務を営む金融機関が元本補てん付き金銭信託に係る信託契約を締結している場合には、銀行勘定と元本補てん付き金銭信託に係る信託勘定の合計を記載すること</li> <li>2. 「自己資本額」欄は、規則第 14 条の 2 第 2 項に定める自己資本の額（銀行法第 13 条第 2 項による承認の申請の場合は、規則第 14 条の 5 第 4 項に定める自己資本の純合計額）を記載すること。なお、直近決算期末（半期決算を行っている金融機関</li> </ol>	自己資本額 A	信用供与等限度額 B = A × 25%			信用の供与等を受ける者		信用の供与等を受ける者の事業の内容		取引の概要		信用の供与等の額 C = Dの合計 - E		各勘定科目の信用の供与等の額 (控除前) D		控除項目の額 E		信用供与等限度額を超過する額 F = C - B		自己資本額に対する比率 F / A		理 由	
信用の供与を受ける者																															
信用の供与を受ける者の事業の内容																															
信用供与限度額を超える信用供与の状況及び銀行の自己資本との関係																															
理 由																															
自己資本額 A	信用供与等限度額 B = A × 25%																														
信用の供与等を受ける者																															
信用の供与等を受ける者の事業の内容																															
取引の概要																															
信用の供与等の額 C = Dの合計 - E																															
各勘定科目の信用の供与等の額 (控除前) D																															
控除項目の額 E																															
信用供与等限度額を超過する額 F = C - B																															
自己資本額に対する比率 F / A																															
理 由																															

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
	<p>で、直近が中間期末の場合は直近中間期末。以下同じ。）以降に自己資本額が大きく変動するような事案が生じている場合を除き、直近決算期末の計数を欄外にその旨明記した上で用いることができる。</p> <p>3. 「信用の供与等を受ける者」欄は、1つの受信者グループに属する信用の供与等を受けている者の全てを記載すること</p> <p>4. 「信用の供与等を受ける者の事業の内容」は、受信者グループに属する信用の供与等を受けている者の全てについて、「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J—金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること</p> <p>5. 「取引の概要」は、1つの受信者グループに属する信用の供与等を受けている者との取引のうち主たるものの内容が分かるように記載すること  <u>（記載例）</u> ・○に対する設備資金の融資          ・○の発行する第○回普通社債（平成○年○月○日償還）の保有</p> <p>6. 「各勘定科目の信用の供与等の額（控除前）」欄は、以下の勘定科目毎に信用の供与等の額を記載すること  <u>「買現先」（規則第14条第1項第2号）、「貸出金」（同項第3号）、「支払承諾見返」（同条第2項）、「債務の保証」（告示第2条）、「有価証券（株式等）」（規則第14条第3項）、「預け金」（同条第4項第1号）、「債券貸借取引支払保証金」（同項第2号）、「買入手形」（同項第3号）、「買入金銭債権」（同項第4号）、「商品有価証券」（同項第5号）、「特定取引資産」（同項第6号）、「金銭の信託」（同項第7号）、「有価証券（社債等）」（同項第8号）、「外国為替」（同項第9号）、「その他資産」（同項第10号）、「コミットメント等」（告示第3条第1号）、「デリバティブ」（同条第2号）、「証券化エクスポージャーに該当するオフ・バランス取引」（同条第3号）</u></p> <p>7. 「自己資本額に対する比率」は、小数第2位（小数第3位以下を四捨五入）まで記載すること</p> <p>8. 「理由」欄は、信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由、信用供与等限度額超過の解消に向けた今後の取組み（信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を策定しない場合にはその理由を含む。）等を具体的に記載すること</p> <p><u>用例：銀行法→「法」、銀行法施行令→「令」、銀行法施行規則→「規則」、銀行法施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれるものとして金融庁長官が定める件→「告示」</u></p>